

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

エネルギー効率が高く、CO₂の排出が少ない低公害車の導入を積極的に推進していくことは、自動車部門における環境対策、特にCO₂排出抑制に大きな効果が得られるものである。

現在、運輸部門のCO₂排出量は、1990年度比で約20%増加しており、京都議定書目標達成計画に定める目標達成のためには、地域への低公害車の導入を加速させることが必要不可欠である。

特に、1台当たりのCO₂排出量が多い車両総重量3.5t超の重量車に、エネルギー効率に優れた低公害車を導入することで、大きな削減効果が見込まれる。また、平成21年度以降、市場投入が予定されている電気自動車の導入を促進することで、さらなるCO₂排出削減を図ることができる。

さらに、究極の低公害車と言われる燃料電池自動車をはじめ、ジメチルエーテル(DME)自動車、水素自動車の次世代低公害車については、今後の一層の普及を促進する必要がある。

については、車両総重量3.5t超の重量車である低公害車や3.5t以下の電気自動車、次世代低公害車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図る。

2. 事業計画

地方公共団体及び第三セクターが行う、

車両総重量3.5t超の低公害車、車両総重量3.5t以下の電気自動車の導入事業(購入、リース)

次世代低公害車の導入事業(リース)

に対して、その費用の一部を補助する。

<補助率> 通常車両価格との差額の1/2
導入(リース)費用の1/2

3. 施策の効果

低公害車、次世代低公害車の導入により、自動車から排出されるCO₂や大気汚染物質を削減するとともに、電気自動車の初期需要創出による価格低減を図る。

4. 備考

補助金 204百万円

(内訳) 車両総重量3.5t超の低公害車の導入事業	87百万円
車両総重量3.5t以下の電気自動車の導入等事業	85百万円
次世代低公害車の導入事業	32百万円

低公害車普及事業

車両総重量3.5t超の車両に
低公害車を導入する事業

(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)

塵芥車 等



車両総重量3.5t以下の電気自動車を
導入する事業等

拡充



次世代低公害車を導入する事業



燃料電池自動車



DME自動車



水素自動車

地方公共団体等による導入に対して補助

・ 通常車両との価格差の1/2

< 補助率 >

リース料の1/2